

郡山市環境審議会委員からの意見要旨に対する本市の考え方

別紙 1 のそれぞれの主な意見の最後に記載している番号に対応しています。

委員名	意見要旨	本市の考え方
難波謙二 会長	<p>1 温室効果ガスについて、全排出量に対してどの程度の割合がクリーンセンターからの発生が占めるのか。</p> <p>2 再生可能エネルギー施設導入についての評価や今後の取組についての記述がない。</p> <p>3 ごみの分別や 3R 等をどのような手法で徹底・推進するのか具体策が欲しい。</p>	<p>別紙 1 1 のとおり</p> <p>別紙 1 5 のとおり</p> <p>別紙 1 6 のとおり</p>
會田久仁子 副会長	<p>4 ごみの分別の意識を持たせる工夫を考えなければいけない。</p>	<p>別紙 1 8 のとおり</p>
市岡綾子委員	<p>5 市民に 3R を浸透させる取組が重要と思われる。</p>	<p>別紙 1 8 のとおり</p>
五味馨委員	<p>6 温室効果ガスの排出量について、人口減少にも関わらず運輸部門の排出量が増えた要因は何か。</p> <p>7 市の事務及び事業による温室効果ガス排出量について、減少の主な要因は何か。また特に効果を上げた取組は何か。</p> <p>8 太陽光発電および電力消費量の増減についての値 (kwh) に加えて、基準年度に対する増減率 (%) の値があれば理解が容易である。</p> <p>9 再生利用率について、これまでの取組が期待された効果を発揮してこなかったのだから、これまでと異なる方策での 3R 推進が必要ではないか。</p>	<p>別紙 1 2 のとおり</p> <p>別紙 1 3 のとおり</p> <p>別紙 1 4 のとおり</p> <p>別紙 1 6 のとおり</p>
高橋敦司委員	<p>10 ごみ袋の有料化などを含め、あらゆる対策を検討していくことで、市民にも理解を求めていくことが必要ではないか。</p>	<p>別紙 1 6 のとおり</p>
橋本健委員	<p>11 運輸部門の温室効果ガス排出量が増加していることから、内容を精査して改善に向けて一緒に取組んでいきたい。</p> <p>12 ごみの問題について、家庭、事業所問わず取組が必要ではないか。</p>	<p>別紙 1 2 のとおり</p> <p>別紙 1 6 のとおり</p>

古谷博秀委員	21 間伐実施面積についても、さらに進めていくとよいと思われる。	別紙 1 11 のとおり
堀井潔委員	<p>13 市民が担うべきごみ収集上の役割を郡山市が肩代わりしている面もあると思われる。</p> <p>14 ごみ排出量の削減や再生利用率の向上のためには、ごみ袋の多様化（袋の大小も）・有料化や資源物の分別用かごの整備を早急に開始する必要がある。</p> <p>15 ごみ集積場の管理レベルが大幅に低下している現状に対する改善策を議論し、実行する必要がある。</p>	<p>別紙 1 7 のとおり</p> <p>別紙 1 6 のとおり</p> <p>別紙 1 9 のとおり</p>
松枝智之委員	<p>16 一般廃棄物処理統計の計算上、「ごみの排出量÷人口＝1人1日当たりのごみ排出量」であるため、分子である排出量が増え、分母である人口が減れば、解である1人1日当たりのごみ排出量は上昇するのは明らかで、分母対策である人口政策とごみの減量化を講じないと、1人1日当たりのごみ排出量が、目標年度に達成ができないのではないか。</p> <p>17 さらに分別の徹底や3Rの推進等、手法等の見直しが必要になるのではないか。</p>	<p>別紙 1 6 のとおり</p> <p>別紙 1 6 のとおり</p>
湯浅大郎委員	<p>18 CO2 排出量は 2018 年度から 2019 年度で 1 万 t 増加している。運輸部門に関する重点的対策を講じ促進していくことが重要でないか。 個人消費にともなう配送の過当競争・過剰サービスを（国を挙げて）抑制していくことが必要であると思われる。</p> <p>19-1 1 人 1 日あたりのごみ排出量が昨年よりも増加している現実を広く発信し、市民意識の啓蒙を図りながら生活様式の見直し、ごみの分別・回収方法の見直し（有料化も含め）等について議論を深めていくことが必要であると考えられる。</p> <p>19-2 「再生利用率」についても、行政や町内会による資源回収の機会が減少しているのであれば、それに替わる手立てとして何が行えるのか考えるべきである。</p> <p>20 実績値を評価する手法として経年変化よりも、郡山市の実情が全国の自治体比どうなのかという踏み込んだ分析が必要ではないか。</p>	<p>別紙 1 2 のとおり</p> <p>別紙 1 8 のとおり</p> <p>別紙 1 9 のとおり</p> <p>別紙 1 10 のとおり</p>